

平成27年11月 6 日

関係各位

アルコール関連問題啓発週間（11/10～11/16）への協力依頼

皆様方には、平素から警察業務各般にわたり御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、「アルコール健康障害対策基本法（昨年6月1日施行）」に基づき、毎年11月10日から同月16日までの間に「アルコール関連問題啓発週間」が行われることとなっています。

「酒は百薬の長」とは言うものの、飲み過ぎは、健康障害はもちろんのこと、飲酒運転、家庭内暴力等の原因になることもあります。

この機会に、より多くの方に「飲酒のあり方」について考えていただきたいと考えています。本メールに「啓発チラシ」を添付しましたので、誠にお手数ですがより多くの方の目の触れる場所に掲示していただければ幸いです。

なお、同ポスターにあっては、重ね重ね恐縮ですが啓発週間終了後に廃棄してください。

日に日に朝晩の冷え込みを感じる季節となってきておりますが、皆様方におかれましては、お風邪など召ませぬよう御自愛ください。

愛知県警察本部 子ども女性安全対策課  
交 通 総 務 課

愛知県内では、特殊詐欺の被害が増加しています。

**STOP 特殊詐欺！！**  
**「電話で お金は 詐欺」**

# ひとつでも当てはまれば 大問題です！

アルコール  
関連問題  
カルタ

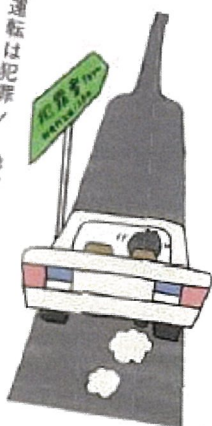
よ

「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？  
酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」  
「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」  
「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」



く

クルマも自転車も、  
飲酒後は運転せぬこと！  
犯罪者への道をひた走るなかれ！



な

何があろうと妊娠中の  
飲酒は避けるべし！  
赤子の赤は「赤ら顔」  
の赤にはあらず！



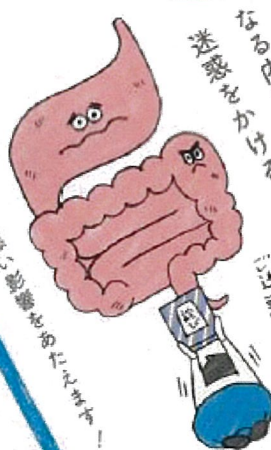
で

泥酔しての大暴れが  
許されるのは、むかしの  
カンフー映画の中だけなり！



あ

「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」  
「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」  
「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」  
「酒を飲んだら無性に飲みたいの知ってますか？」



い

一滴たりとも、  
未成年は酒を飲むべからず！  
たとえ少量でも、  
心身へのダメージ巨大なり！



お酒は二十歳になってから！  
絶対に守ること！

不適切な飲酒や、その飲酒で引き起こされる  
さまざまな問題について、ちゃんと知ってください。

## アルコール関連問題啓発週間

11月10日(火)  
～16日(月)

フォーラム開催【北海道】11月8日(日)13:00～【岡山】11月14日(土)13:30～【広島】11月14日(土)13:30～  
【愛知】11月15日(日)13:30～【三重】11月15日(日)13:00～【奈良】11月15日(日)13:00～

【問い合わせ】アルコール関連問題啓発フォーラム運営事務局 E-MAIL: alcoholfo lum2015@staga.sc TEL: 03-5966-5779 FAX: 03-5966-5773



詳細はこちら